

老認発0909第2号  
令和3年9月9日

都道府県  
各 介護保険主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課長  
（公印省略）

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

地域包括ケアシステムを構築する観点から、これまでも介護サービス情報のみならず、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である地域包括支援センター、及び配食や見守り等の生活支援等サービスに関する情報についても、これらの情報を広く高齢者及びその家族等が知ることができるよう、介護サービス情報と同様、広く情報発信してきた。

今年度、介護サービス情報公表制度について、国の事業を点検・見直しを行う行政事業レビューにおいて、公開プロセスの対象として公開の場で外部有識者による点検を実施したところ、「介護サービス情報公表制度が、利用者による適切な評価・選択に資するものであることに鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべき」等、事業内容を一部改善するよう、提言を受けたところである。

また、「介護サービス情報公表システム（生活関連情）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和3年6月23日付厚生労働省高齢者支援課事務連絡）においてお示ししているとおり、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加している。

これらを踏まえ、「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>老振発第 0331007 号 平成 18 年 3 月 31 日 老振発 0620 第 1 号 平成 28 年 6 月 20 日 老振発 0706 第 1 号 平成 30 年 7 月 6 日 老振発 0521 第 1 号 令和元年 5 月 21 日 老認発 0903 第 1 号 令和 2 年 9 月 3 日 <u>最終改正</u> 老認発 0909 第 2 号 <u>令和 3 年 9 月 9 日</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 (略)</p> <p>II 実施体制の整備 「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。 <u>都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は「介護サービス情報公表システム」を構築・運用している。</u></p> <p>(略)</p>	<p>老振発第 0331007 号 平成 18 年 3 月 31 日 老振発 0620 第 1 号 平成 28 年 6 月 20 日 老振発 0706 第 1 号 平成 30 年 7 月 6 日 老振発 0521 第 1 号 令和元年 5 月 21 日 <u>最終改正</u> 老認発 0903 第 1 号 令和 2 年 9 月 3 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 (略)</p> <p>II 実施体制の整備 「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。</p> <p>(略)</p>

## 1 指定調査期間

### (1) 基本的考え方

(略)

### (2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

(略)

ア～ウ (略)

## 2 調査員

### (1) 調査員の確保

調査事務は法の規定により調査員が行うこととされており、都道府県等は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県等自らの調査実施体制、省令第140条の47の2に規定する都道府県知事等が定めた調査の実施に関する指針（以下「調査指針」という。）等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、都道府県知事等が自ら行うか指定調査機関に委託するかに関わらず、担当職員の受講勧奨、指定調査機関との密な連携等により、必要数の調査員を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されるとおり、都道府県知事等又はその指定する者が省令第140条の55の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事等が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了することにより、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

## 1 指定調査期間

### (1) 基本的考え方

(略)

### (2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の3第3号及び省令第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

(略)

ア～ウ (略)

## 2 調査員

### (1) 調査員の確保

都道府県等は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県等自らの調査実施体制、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の47の2に規定する都道府県知事等が定めた調査の実施に関する指針（以下「調査指針」という。）等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の7第1項に規定されるとおり、都道府県知事等又はその指定する者が省令第140条の55の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事等が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了することにより、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定されるサービスである。また、省令第140条の43第2項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

(2)・(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の43第2項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院

(略)

## 2 介護サービス情報の具体的内容

(1) (略)

(2) 報告が任意の情報

(略)

介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

## 3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

(略) さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

都道府県等におかれては、全ての事業所が確実に当該年度の報告様式で報告し、直近の情報で公表が行われるよう取り組むようお願いする。

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 計画の内容

ア～ウ (略)

エ 報告の提出期限

(略)

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者について

であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

(略)

## 2 介護サービス情報の具体的内容

(1) (略)

(2) 報告が任意の情報

(略)

また、介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

## 3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

(略) さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 計画の内容

ア～ウ (略)

エ 報告の提出期限

(略)

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者について

は、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。

なお、全ての報告対象事業所が期間内に当該年度の報告様式により確実に報告を行うよう、留意する必要がある。

オ～コ（略）

(5)～(7)（略）

#### 4 事業者による報告

(1)・(2)（略）

##### (3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票を報告しなければならない。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、それぞれの介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報調査票を報告しなければならない。

#### 5 報告の受理

指定情報公表センター等は、事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画において適切に管理するものとする。なお、法第115条の35第4項の規定に鑑み、全ての公表対象事業所が(2)の

は、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。

オ～コ（略）

(5)～(7)（略）

#### 4 事業者による報告

(1)・(2)（略）

##### (3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票を報告することとなる。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報調査票を報告することとなる。

#### 5 報告の受理

指定情報公表センター等は、事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画において適切に管理するものとする。

期限までに報告を行うよう留意するとともに、未報告の事業所がある場合は個別に連絡を行う等、確実な報告を促すものとする。

## 6 調査事務の実施

### (1) 調査事務の目的

調査事務は、契約の一方の当事者である利用者が正しい情報のもとで事業所選択を行うことができるよう、利用者保護等の観点から、都道府県知事等又は指定調査機関が、法第115条の35第3項及び調査指針に基づき当該情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

### (2) (略)

### (3) 調査事務の実施時期

指定調査機関が行う調査事務は、政令第37条の5に規定されるとおり、調査計画に従い、調査事務を行わなければならないものである。

指定調査機関は、適確に調査事務を行う必要があることから、都道府県知事等の指示に基づき、具体的な調査日程、対応者等を定めるものとする。

なお、都道府県が指定調査機関に調査事務を委託していない場合においても、調査計画に基づき適切に調査事務を行うよう留意する。

### (4) 調査事務の方法

#### ア 基本的事項

##### (ア) 調査の実施者

指定調査機関が行う調査は、調査員1名以上で行うものとする。なお、都道府県知事等が行う調査は、Ⅱの2(1)の趣旨を鑑み、調査員又は調査員と同等の知識がある職員により行うものとする。

##### (イ) 調査の内容

指定調査機関が行う調査は、基本情報及び運営情報について、都道府県知事等の指示に基づき行うものとする。

##### (ウ) 調査の方法

## 6 調査事務の実施

### (1) 調査事務の目的

調査事務は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等又は指定調査機関が、調査指針に基づき当該情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

### (2) (略)

### (3) 調査事務の実施時期

指定調査機関が行う調査事務は、政令第37条の5に規定されるとおり、調査計画に従い、調査事務を行わなければならないものである。

指定調査機関は、適確に調査事務を行う必要があることから、都道府県知事等の指示に基づき、具体的な調査日程、対応者等を定めるものとする。

### (4) 調査事務の方法

#### ア 基本的事項

##### (ア) 調査の実施者

調査は、調査員1名以上で行うものとする。

##### (イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について、都道府県知事等の指示に基づき行うものとする。

##### (ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことを基本とする。

なお、省令第140条51の規定に基づき、都道府県知事等が、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、オンライン会議システムを活用する等、都道府県知事等が指示する方法によって行うことができるものとする。

(略)

#### イ 具体的事項

##### (ア) 調査の方法

a (略)

##### b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、指定申請書類等、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。自治体の事業所台帳システム等、自治体が管理する事業所指定情報と報告内容と照らし合わせて確認する等、事業所の負担軽減に留意する。

c (略)

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

#### 7 情報の公表

(1) (略)

##### (2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネット(介護サービス情報公表システム)による公表  
(略)

イ・ウ (略)

#### 8 任意報告情報の公表等

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

なお、省令第140条51の規定に基づき、都道府県知事等が、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、都道府県知事等が指示する方法によって行うものとする。

(略)

#### イ 具体的事項

##### (ア) 面接調査の方法

a (略)

##### b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c (略)

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

#### 7 情報の公表

(1) (略)

##### (2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表  
(略)

イ・ウ (略)

#### 8 任意報告情報の公表等



(1) 都道府県知事等が定めた事項

都道府県知事等が定めた任意報告情報について、事業者から提供を受けた場合は、法第115条の44の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

(2) 「事業所の特色」の公表

介護サービス情報公表システムにおいては、事業所の写真、動画、受入可能人数、サービスの質の向上に向けた取組等、事業所の責任で情報を公表することが可能であるので、各都道府県等におかれても活用されたい。

9 (略)

10 運営情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）等の協力病院及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

(略)

IV 処分・行政指導に関する情報公表

処分については、法第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指導のうち勧告については、法第76条の2第2項において当該勧告に従わなかった場合に公表することができるとされている。

これらの情報については、利用者等による介護サービス事業所の選択に資するため、広く情報発信していくことが必要であるところ、効率的・効果的に公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用できるよう、システム上でこれらの情報を公表するための機能を実装しているところである。

具体的には、「処分」及び「行政指導（勧告を含む）」に関して公表項目を

(新設)

都道府県知事等が定めた任意報告情報について、事業者から提供を受けた場合は、法第115条の44の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

(新設)

9 (略)

10 その他

運営情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）の協力病院及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

(略)

(新設)

設けており、その公表の可否や公表項目の設定方法・内容については、各都道府県等の判断によるものとなるが、以下の点について留意されたい。

①「処分」について

・法に基づく公示を行う際は、各都道府県等における従来の方法による公示に加え、情報公表システムを積極的に活用いただきたい。

②「行政指導」たる勧告に従わなかった場合について

・法に基づく公表を行う際は、各都道府県等における従来の方法による公表に加え、情報公表システムを積極的に活用いただきたい。

③その他の「行政指導」（勧告に従った場合を含む）について

・既に当該情報を公表している自治体もあることなどを踏まえ、公表する場合には当該システムも活用いただきたい。

V 地域包括支援センター、有料老人ホーム及び生活支援等に関する情報公表

地域包括ケアシステムを構築する観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である地域包括支援センター、有料老人ホーム及び配食や見守り等の生活支援等サービスに関する情報については、これらの情報を広く高齢者及びその家族等が知ることができるよう、介護サービス情報と同様に、既に全国に定着している「介護サービス情報の公表」制度を活用し、介護サービス情報と一体的に集約した上で、広く情報発信していくことが必要である。これらの情報について、効率的・効果的に情報の公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用できるよう、システム上でこれらの情報を公表するための機能を実装しているところである。

IV 地域包括支援センター及び生活支援等に関する情報公表

地域包括ケアシステムを構築する観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である地域包括支援センター及び配食や見守り等の生活支援等サービスに関する情報については、介護サービス情報と同様に、既に全国に定着している「介護サービス情報の公表」制度を活用し、介護サービス情報と一体的に集約した上で、広く情報発信していくことが必要である。

このため、これらの情報を広く高齢者及びその家族等が知ることができるよう、法第115条の46第10項の規定により、市町村は、地域包括支援センターに関する情報を公表するよう努めなければならないこととしている。

また、地域支援事業として生活支援体制整備事業が設けられていることも踏まえ、市町村がより積極的に生活支援等に関する情報を把握し、周知していくべきであることから、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第12条の3の規定により、市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた生活支援等に関する情報の公表を行うよう努めなければならないこととしている。

都道府県におかれては、管内市区町村の ID 管理を適切・確実に行うとともに、都道府県・市区町村の地域包括支援センター、生活支援等、有料老人ホームの担当部局と情報を共有しつつ、市区町村がこれらの情報を積極的に公表するよう促していただきたい。情報の公表の主体でもある指定都市におかれては、これらの事務の担当部局と情報を共有し、情報を公表するよう、努められたい。

## 1 地域包括支援センターに関する情報公表

### (1) 地域包括支援センターに関する情報

地域包括支援センターに関する情報については、法第 115 条の 46 第 10 項及び省令第 140 条の 66 の 2 の規定により、市町村は、地域包括支援センターに関する情報を公表するよう努めなければならないこととしている。

市町村は、地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報を

- ① 地域包括支援センターを設置するとき
- ② おおむね年 1 回、市町村が適当と認めるとき

に公表又は更新するよう努めることとし、情報に変更がない場合は更新を不要とする。

(2) (略)

## 2 有料老人ホームに関する情報公表

### (1) 有料老人ホームに関する情報

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 11 項において、有料老人ホームの設置者は有料老人ホームに関する情報を都道府県知事等に報告すること、また、同第 12 項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされている。これまで、各都道府県等においてそれぞれの方法による有料老人ホームに関する情報の公表を行っていたところ、今般、全国の有料老人ホームの検索や詳細な情報の確認が容易となるよう、介護サービス情報公表システムに有料老人ホームに関する情報を掲載・検索できる機能を追加したところであり、管内市区町村とも連携して積極的に本システムを活用した情報の公表に努められたい。

(2) 有料老人ホームの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容

## 1 地域包括支援センターに関する情報公表

### (1) 地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報を公表するとき法第 115 条の 46 第 10 項及び省令第 140 条の 66 の 2 の規定に基づき、

市町村は、地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報を

- ① 地域包括支援センターを設置するとき
  - ② おおむね年 1 回、市町村が適当と認めるとき
- に公表又は更新するよう努めることとし、情報に変更がない場合は更新を不要とする。

(2) (略)

(新設)

有料老人ホームの有料老人ホームの設置運営標準指導指針について  
(老発 0401 号厚生労働省老健局長通知) の別紙様式「重要事項説明書」の  
内容を基本としており、別添 7 のとおりとする。具体的な取扱いについて  
は、「介護サービス情報公表システム(生活関連情報)への有料老人ホーム  
の情報公表・検索機能追加等について(令和 3 年 6 月 23 日 厚生労働省老  
健局高齢者支援課事務連絡)」を参照されたい。

### 3 生活支援等に関する情報公表

#### (1) 情報公表の対象となる生活支援等サービス

地域支援事業として生活支援体制整備事業が設けられていることも踏  
まえ、市町村がより積極的に生活支援等に関する情報を把握し、周知し  
ていくべきであることから、老人福祉法第 12 条の 3 の規定により、市町  
村は、生活支援等を行う者から提供を受けた生活支援等に関する情報の  
公表を行うよう努めなければならないこととしている。(略)

(2)・(3) (略)

### VI 認知症に関する相談窓口に関する情報公表

(略)

このため、市町村は、認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備するこ  
とに加えて、地域に設置している認知症に関する相談窓口の情報を広く認知  
症の人やその家族等が知ることができるよう、その公表に努めることが必要で  
ある。

都道府県におかれては、管内市区町村の ID 管理を適切・確実に行うととも  
に、認知症施策の担当部局と情報を共有しつつ、市区町村がこれらの情報を  
積極的に公表するよう促していただきたい。情報の公表の主体でもある指定  
都市におかれては、これらの事務の担当部局と情報を共有し、情報を公表す  
るよう、努められたい。

### 1 認知症に関する相談窓口に関する情報

(略)

### 2 生活支援等に関する情報公表

#### (1) 情報公表の対象となる生活支援等サービス

地域支援事業として生活支援体制整備事業が設けられていることも踏ま  
え、市町村がより積極的に生活支援等に関する情報を把握し、周知してい  
くべきであることから、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第 12 条の  
3 の規定により、市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた生活支  
援等に関する情報の公表を行うよう努めなければならないこととしてい  
る。(略)

(2)・(3) (略)

### V 認知症に関する相談窓口に関する情報公表

(略)

このため、市町村は、認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備するこ  
とに加えて、地域に設置している認知症に関する相談窓口の情報を広く認知  
症の人やその家族等が知ることができるよう、その公表に努めることが必要で  
ある。

### (1) 認知症に関する相談窓口に関する情報

(略)

2 認知症に関する相談窓口に関する情報の公表内容  
(略)

VII 介護サービス事業所情報のオープンデータ

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられた。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されている。

このため、介護サービス情報公表システムの介護サービス事業所データを、デジタル庁が示している「推奨データセット」基本編「介護サービス事業所一覧」に準じた csv ファイルとして、厚生労働省ホームページで公表しているところであり、都道府県におかれては、介護サービス事業所の直近の情報が確実に更新されるよう、努められたい。

(2) 認知症に関する相談窓口に関する情報の公表内容  
(略)

(新設)